

構造改革特別区域に係る第2次提案について（当省回答）

	所管官庁	新管理コード	特例要望事項	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し
1	法務省	0500380	IT関連産業が国際的な競争力を持つためには、国内で不足している高度な技術力を有する人材を外国から確保する必要があるため、在留期間の上限を5年に延長されたい。	外国人の適正な在留管理を図ることを目的として、最長3年の一定期間ごとに外国人の在留中の活動状況等を確認し、引き続き在留を認めることの可否を決定する仕組みをとっている。	C	-	構造改革特別区域法第15条に基づき本年4月から実施予定の「外国人研究者受入れ促進事業」については、「研究」と併せて「経営活動」を行おうとする外国人の活動形態の特殊性にかんがみ、現行制度において最長の在留期間である「3年」（ただし「永住」を除く。）を伸長して「5年」とすること等としたものであるから、当該事業の施行状況等を踏まえて検討する必要がある。	提案者の要望は、地域の産業集積を図るための「技術」資格における在留期間の延長であり、「研究」等他の資格とは区別して検討する必要がある。提案の趣旨を踏まえ、先の特定研究事業活動の例と同様に地方自治体が適切な代替措置を講じることにより、特区において先行的に実現することができないか具体的に検討し、回答されたい。	本件特例措置を行う特区の地域特性要件等について困難な面があるが、IT産業の重要性にかんがみ、検討中。		
2											
3											
4											
5	法務省	0500470	「技術」の在留資格について、技術者が派遣される企業との契約が求められ、派遣会社の社員となっただけでは在留資格が認められないため、技術者が国内の派遣会社の社員となった場合でも在留資格を付与されたい。	-	D-1	-	外国人が実際に就労活動に従事する派遣先企業が確定していれば、派遣会社に雇用されている外国人について「技術」等の在留資格で受入れを認めている。	提案者の要望は地域における産業集積を促進する観点から技術者が国内の派遣会社の社員となった場合から「技術」資格による在留を認めるを求めているものであるが、貴省の回答ではこれに対して回答していないと考えられるので、具体的に検討し、回答されたい。	外国人IT技術者が本邦の派遣会社の社員として雇用契約を結び就労することは技術の在留資格を取得することの妨げとはならない。ただし、自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事することを立証する必要がある。他の企業等へ派遣され稼働する場合、一般的には、派遣先及び予定職務等が確定しており、かつ、常勤職員として雇用されることにより立証されている。		
6											

措置の分類 A：特区として対応 B-1：全国対応 B-2：全国対応（特区推進プログラム別表2掲載事項） C：特区として対応不可 D-1：現行の規定により対応可能 D-2：特区制度により対応 E：事実誤認  
 措置の内容 : 法律上の手当てを必要とするもの : 政令上の手当てを必要とするもの : 省令・告示上の手当てを必要とするもの : 訓令又は通達の手当てを必要とするもの

	所管官庁	新管理コード	特例要望事項	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し
7	法務省 厚生労働省	0500370	介護分野において、介護保険法制定後、国家資格（介護福祉士）を要し、日本での技能習得向上を求めたい。また、「研修」の在留資格による介護分野での研修を目的とする外国人の受け入れを認めたい。	-	D-1	-	介護分野であることを理由に一律に研修生の受け入れを認めないということではなく、研修内容が「研修」の在留資格に係る左記法務省令等に定める要件（同一作業の反復でないこと、帰国後修得技術を要する業務に従事する予定があること、日本で修得する必要性等）に適合する場合には、研修生の受け入れが可能であると考えられる。ただし、上陸許可基準に係る法務省令（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令）の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされている。	貴省の回答では「研修内容が「研修」の在留資格に係る左記法務省令等に定める要件に適合する場合には、研修生の受け入れが可能である」とあるが、提案者の要望事項は上記対象となると考えてよいか回答されたい。	現行制度において、「研修」の在留資格による受け入れについて、分野の限定は行っていない。		
8	法務省	0500360	サハラ石油・天然ガス開発プロジェクト関連事業において、工期内工事の完成を図るため、モジュール（組立）やコーティングなどの特殊作業に外国人熟練工であって10年以上の実務経験を有する者が定められている。	「技能」の在留資格をもって在留する者に該当する者として、外国に特有の製品の製造等技能者で10年以上の実務経験を有する者が定められている。	C	-	上陸許可基準に係る法務省令（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令）の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受け入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。	提案者の要望は、サハラ石油・天然ガス開発プロジェクト関連事業において、工期内工事の完成を図るため、「技能」の在留資格をもって在留する者に該当する者として、外国人熟練工の就労を可能とすることを要望するものである。特区において実現できないか検討の上回答されたい	外国人熟練工の実際の活動内容が判明しなければ回答できない。		
9	法務省	0500480	技術・ノウハウを持つ外国人を集団で招聘するため、全員が長期の実務経験者である必要はないことから、「技能」の在留資格について、現行10年となっている実務経験年数を3年程度に緩和し、また、報酬についても「日本人と同等以上」とされているが、優れた技術・ノウハウで日本人よりも効率的・低コストで施工・製造が可能なものについては、当該要件の例外として	「技能」の在留資格は、外国に特有の建築等技能者、外国に特有の製品の製造等技能者等であって10年以上の実務経験を有する者が該当する者として定められ、また、日本人と同等以上の報酬を受けるところである。	C	-	上陸許可基準に係る法務省令（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令）の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受け入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。	提案者の要望は我が国にない優れた技術・ノウハウを有する外国人を招聘するため「技能」資格の基準（実務経験、同等額以上の報酬等）の緩和を求めているものであるから、特区において実現できないか検討し、回答されたい。	建築技能者については、外国に特有の建築等技能を要する業務の実務経験が10年以上の者の指揮監督を受けて従事する場合には、実務経験は5年よりよいこととされている。ただし、外国人について低賃金労働を認めることは、適当ではない。	C D - 1	
10	法務省	0500490	特区でワイン製造販売にかかるブレンダー及びソムリエと称される外国人技能者招聘する場合、「技能」の在留資格について、雑誌等に紹介された記事等著名であることなどの要件を加えた上、経歴要件を5年に短縮されたい。	「技能」の在留資格は、料理の調理等にかかる技能で外国において特殊なものについて10年以上の実務経験を有する者が該当する者として定められているところである。	C	-	上陸許可基準に係る法務省令（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令）の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受け入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。	提案者の要望は、ブレンダー、ソムリエで経験が10年に満たないが優れた能力を有する外国人技能者を、記事紹介等によりその分野において著名であることを証明する等の要件に加えた上で招聘するため「技能」の経歴要件「10年」を「5年」に短縮することを求めているものであるから、特区において実現できないか検討し、回答されたい。	法務省のみで回答できない問題であるが、ソムリエについて、国際的なコンクールにおける優勝等の実績がある等客観的に高度な能力を有すると判断される場合には、「技能」の経験要件を5年とすることについて関係行政機関と協議する。	C B - 1 (ただし、関係行政機関との協議を要する。)	

措置の分類 A：特区として対応 B - 1：全国対応 B - 2：全国対応（特区推進プログラム別表2掲載事項） C：特区として対応不可 D - 1：現行の規定により対応可能 D - 2：特区制度により対応 E：事実誤認  
措置の内容 : 法律上の手当てを必要とするもの : 政令上の手当てを必要とするもの : 省令・告示上の手当てを必要とするもの : 訓令又は通達の手当てを必要とするもの